

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第四十八号

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則（平成十年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「年〇・三パーセント」を「年〇・一パーセント」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。